

特許法公知規定に対する論文等の発表証明規程

(総則)

第1条 本規程は、特許法公知規定に対する論文等の発表証明に関わる事項について定める。

(証明の手続き)

第2条 本会主催・共催の大会、シンポジウム、委員会等の会合または本会刊行物において未発表の研究成果を発表した著者がその発表内容について特許法第30条（新規性喪失例外取扱い）の適用を受けようとする場合、下記に定める添付書類に証明書を添えて必要部数用意し、事務局に提出し、証明を受けることができる。

証明書は、特許法公知規定に対する論文等の発表証明の手引き・見本1（H19.6.29現在）を参考に作成する。

また、申請者自身において証明する際には、特許庁のホームページ（<http://www.jpo.go.jp/>）で諸手続や必要書類等を確認するものとする。

1 講演論文集または刊行物に掲載された論文・記事の証明

- 1) 講演論文集または本会刊行物（学会誌、部門誌）掲載論文または記事の証明
表紙、目次、論文、奥付（裏表紙または発行年月日が載っている部分）各々のコピーをひとつにまとめたもの。
- 2) CD-ROM版講演論文集または刊行物に掲載された論文・記事の証明
CD-ROMのラベル面に上記1)の事項が記載されていれば、そのラベル面をコピーし、記載が無い必要事項については、記録された情報の中でそれが記録された該当箇所をプリントアウトして、各々をひとつにまとめたもの。
- 3) 電気通信回路（インターネット等）を通じて掲載された論文・記事の証明
論文・記事を掲載したホームページのトップページ、論文・記事を掲載したページ、当該（論文・記事）をそれぞれプリントアウトして、各々をひとつにまとめたもの。

2 大会、シンポジウム、委員会等の当日配布・発表資料の証明

当日配布・発表した資料

ただし、座長・委員長・主査等の確認の署名（日付記入）がなされたものに限る。確認署名は加筆修正のない資料に当日行うこととし、特許係争等の問題を回避するため、後日署名することはできない。

(付則)

1. 本規程は平成15年4月23日、理事会において承認制定。
2. 平成19年10月10日、理事会において一部改正